

【ロシア】高級公務員の外国銀行口座の保有を禁止する法律

海外立法情報課・小泉 悠

* 2013 年 5 月、高級公務員による外国銀行口座の開設及び外国の金融サービスの利用を禁止する法律が制定された。プーチン政権の汚職対策の一環と位置づけられる。

1 法律制定の背景と経緯

ロシアでは政治家や公務員による汚職が深刻な問題となっている。世界各国の汚職状況を調査する NPO（非営利団体）のトランスペアレンシー・インターナショナルによると、ロシアのクリーン度（汚職の少なさ）は世界 176 か国中 133 位（2012 年）と世界的にも極めて低く、汚職が蔓延していることが指摘される。特にプーチン政権下では汚職の規模が拡大し、年間に収受される賄賂の推定額は、2000 年の約 330 億ドルに対し、2010 年には約 4000 億ドルに増加した。最近でも国防省や地域発展省等で大規模な汚職事件が相次いで発覚している。

プーチン政権は、こうした深刻な汚職を社会秩序の維持や外国の投資呼び込みに対する大きな障害と見なしている。そこで 2 年ごとの「汚職対策国家計画」（注 1）で閣僚の収入の公開を義務付けたり、2012 年連邦法第 230 号「国家公務員及びその他の公務員の収支を監視する法律」（注 2）で全公務員の不動産、輸送手段（自動車等）、有価証券の取引に関する支出を公開することを義務付けるなどして公務員の汚職対策に努めてきた。

しかし、閣僚や高級官僚の中には上述の様な汚職対策を回避する目的で外国の銀行口座に資金を隠したり、外国の不動産を購入するなどしている者がいるとも言われている。そこでこうした隠し資産への対抗策として、2013 年 5 月 7 日、2013 年連邦法第 79 号「特定の区分に該当する者がロシア連邦域外の外国銀行に口座を保有すること、現金及び貴重品を預託すること並びに外国の金融機関を利用すること又は保有することを禁止する法律」（以下「外国口座等禁止法」という。）（注 3）が施行された。

2 法律の概要

外国口座等禁止法第 1 条によると、同法は、ロシア連邦の国家安全保障の確保、ロビー活動の規制、国家経済における投資資源の拡大及び汚職取締りの効率の向上を目的として制定された。対象者は次に掲げるとおりである（第 2 条）。

- ・ ロシア連邦の国家的任務（注 4）についている者
- ・ ロシア連邦検事総局の第 1 副検事総長及び副検事総長として勤務する者
- ・ ロシア連邦中央銀行の役員として勤務する者
- ・ ロシア連邦の連邦構成主体の国家的任務についている者
- ・ 連邦政府の機関で勤務する者のうち、その任免をロシア連邦大統領、ロシア連邦政

府又はロシア連邦検事総長が決定する職についている者

- ・ 連邦行政機関において次官として勤務する者
- ・ 国営企業、国立基金及びその他の連邦法に基づいて設立された機関で勤務する者で、その任免をロシア連邦大統領又はロシア連邦政府が決定する職についている者
- ・ 各市区町村長及び地方自治体の長
- ・ 上記の対象者の配偶者及び子

以上の対象者は、ロシア連邦域外の外国の銀行口座を保有すること、現金及び貴重品を預託すること並びに外国の金融機関を利用すること又は保有することを禁止される。また、第 2 条の定める対象者に当てはまらない者についても、別に法律の定めがある場合には対象者に含まれる。以上の禁止事項に抵触している第 2 条の対象者は、外国口座禁止法の施行後 3 カ月以内に外国金融機関の口座の閉鎖や外国金融機関の利用停止などの措置をとらなければならない(第 3 条)。また、第 4 条の規定によると、第 2 条の対象者(配偶者及び子を含む)は、ロシア連邦の領域外に保有している不動産及び当該不動産の購入資金の入手方法並びにロシア連邦の領域外に保有している債権について公開する義務を負う。

第 3 条及び第 4 条の定める義務を第 2 条の対象者が履行していない証拠が得られた場合は、政府機関による捜査が行われる。捜査は、法執行機関その他の政府機関、金融機関、地方自治体、認可を受けた政党及びその他の常設監視団体、会計検査院、マスメディア等が所定の形式に従って書面で証拠を提示した場合に限り実施され、匿名の情報源は捜査の証拠として採用されない(第 5 条)。捜査の担当者及び実施手順等の詳細は 2008 年連邦法第 273 号「汚職対策について」(注 5) その他に従う(第 6 条)。

注(インターネット情報は、2013 年 6 月 19 日現在である。)

- (1) 小泉悠「2012-2013 年の汚職対策国家計画」『外国の立法』251-2 号(2012 年 5 月)
<http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_3491895_po_02510207.pdf?contentNo=1>
- (2) Федеральный закон от 3 декабря 2012 г. N 230-ФЗ "О контроле за соответствием расходов лиц, замещающих государственные должности, и иных лиц их доходам"
<<http://www.rg.ru/2012/12/04/rashody-site-dok.html>>
- (3) Федеральный закон от 7 мая 2013 г. N 79-ФЗ "О запрете отдельным категориям лиц открывать и иметь счета (вклады), хранить наличные денежные средства и ценности в иностранных банках, расположенных за пределами территории Российской Федерации, владеть и (или) пользоваться иностранными финансовыми инструментами"
<<http://base.garant.ru/70372954/>>
- (4) 「ロシア連邦の国家的任務(Государственные должности Российской Федерации)」は国家の指導的な任務を指しており、大統領職、首相職及び閣僚職、上院及び下院の議長職及び副議長職、憲法裁判所長官職等が該当する。
- (5) Федеральный закон от 25 декабря 2008 г. N 273-ФЗ "О противодействии коррупции"
<<http://base.garant.ru/12164203/>>